

データ活用型移住プロモーション業務委託 選定委員会 審査要領

北九州市が実施する上記事業の業務委託について、この審査要領に基づき、選定委員会を開催し、採否等について審査をします。

（審査基準）

第1条 審査は、別紙に掲げる評価項目に関して行うものとする。

2 各評価項目の合計は、委員1人あたり100点とする。

（審査評価・採択）

第2条 審査は、第1条に定める評価項目の各配点に応じた評価を選定委員が行うものとする。

2 前項の基準により算出された評価点の合計を基に総合的な評価を行い、最終的な採択案件を決定する。

（選定委員会）

第3条 審査は北九州市が設置する選定委員会にて行う。

2 第2条に規定する評価方法において、最高点を獲得した事業者が2者以上あるときは見積金額が低額の者とする。

3 提案事業者が1者のみの場合は、合計評点が6割を超えていることを選定の基準とする。

4 選定委員会は、北九州市が招聘するものとし、全委員の過半数の出席をもって成立とする。

（審査票様式）

第4条 審査票の様式は、様式5のとおりとする。

（その他）

第5条 この要領に定めるほか、必要な事項は別途北九州市で定める。

付 則

この要領は令和8年10月9日より施行する。

「データ活用型移住プロモーション業務委託」 選定委員会 審査基準

評価方法

「提案書」、「見積書」により、評価表に基づいて総合的に審査を行う。審査に当たっては、評価項目ごとに示す評価基準に従って５段階で評価を行い、評価点を基に審査員の合議により、最終的な業者の選定を行う。

以下の通り、各選定委員１００点満点による審査・評価を行う。

No.	評価項目	配点	評価の考え方
1	現状のデータ分析 に関する提案 【２０点】	２０	・活用するデータの種類や組み合わせに独創性・有用性があるか。 ・移住検討者の行動やニーズ等を把握するための分析方法が具体的かつ妥当か。 ・分析方法に専門性・実現可能性があるか。
2	ターゲット・ペルソナ の設定方法 に関する提案 【１０点】	１０	・分析結果を踏まえ、移住検討者を分類・整理する考え方及び方法が具体的かつ妥当か。 ・ターゲットごとの関心等を整理し、ペルソナを設定する方法が具体的か。 ・ペルソナごとに「何を伝えようと行動につながるか」という訴求テーマを設定する考え方及び方法が明確か。
3	広報・情報発信 に関する提案 【２５点】	２５	・ターゲット及び訴求テーマを踏まえた広告・情報発信の計画が具体的かつ効果的か。 ・移住相談、イベント参加、来訪等の具体的な行動につなげる工夫があるか。 ・本市の既存の情報発信との差別化や、独自の創意工夫が見られるか。
4	効果測定・改善 に関する提案 【２０点】	２０	・広告等の実施結果を把握・分析する方法が具体的か。 ・ターゲットや行動を捉えた効果検証が可能か。 ・検証結果を次年度以降の施策に活かせる形で提示ができるか。
5	次年度以降への展開 に関する提案 【１０点】	１０	・本業務で得られたデータや知見を、次年度以降の施策や継続的な改善に活用する考え方が明確か。
6	業務実施体制 スケジュール 【５点】	５	・提案内容を実現するために必要な人員等の体制が確保されているか。 ・スケジュールに無理がなく、進捗管理の方法が適切か。
7	類似業務の実績 【５点】	５	・自治体や公的機関におけるプロモーション等の類似業務に関する実績が豊富か。 ・データ分析、デジタルマーケティング、Web 広告等について十分な専門性を有しているか。
8	見積額 【５点】	５	・費用内訳は明確であり、業務内容に対して適切な価格設定か。